

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

| | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 受験番号 | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | |
|---------|--|----|
| 技術部門 | | 部門 |
| 選択科目 | | |
| 専門とする事項 | | |

●受験番号、技術部門、選択科目、専門とする事項及び問題番号の欄は必ず記入すること。

| | |
|------|------------|
| 問題番号 | Ⅱ-2-地域公共交通 |
|------|------------|

← 解答する問題番号（1又は2）を点線の枠内に必ず記入すること。
○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1. 調査、検討すべき事項とその内容

(1) 上位・関連計画の調査

自治体の総合計画や都市マスから、都市の目指す方針を把握する。また、立地適正化計画等の関連計画から、都市機能の誘導方針を確認する。加えて、立地適正化計画の事業内容を調査し、誘導すべき都市機能が、本事業で当該都市機能を誘導できるか検討する①。

① 重複表現ですね。立地適正化計画を確認することは、すでに述べられています。しかも、立地適正化計画等と言っているので立地適正化計画に限定されているのも違和感があります（総合計画や都市マスもどっか行っちゃってますし・・・）。また、「都市機能が・・・当該都市機能を」も構文におかしいです。→「本事業において、これらの計画に位置付けられた都市機能を誘導できるか検討する」

(2) 区画整理手法の検討

現地踏査等から、既成市街地における宅地の位置や低未利用地の状況を把握する②。また、前述の文献調査に加え、過去に行われた都市基盤整備の内容を確認する③。これらから、対象区域に適する集約換地や、敷地整序型土地区画整備事業等の区画整理手法を検討する。

② 対象範囲は分かりませんが、現地踏査で土地利用を把握するのはかなり大変です。都市計画基礎調査の結果、GIS データ、航空写真などで土地利用状況は把握できるのではありませんか。求める結果と手法がアンバランスな感じがします（現地踏査とするならその必要性を説明すべきでしょう）。

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

③ 都市基盤整備の内容を確認するのはなぜでしょう。行動の目的を添えると良いと思います。

(3) 権 利 関 係 の 把 握

事業の対象となりうるエリアでの、空き家や空き地等の権利者を確認する。また、住宅部局において空き家バンクが構築されている場合は、持ち主等を把握する④。さらに、登記情報等から、所有者不明土地の有無を確認するし、権利関係や地権者意向を把握する⑤。

④ 空き家バンクの目的以外（土地区画整理）で個人情報を活用してよいのでしょうか。

⑤ 「確認するし」は「確認し」の誤記ですかね。そうであるならば、所有者の不明の有無を確認しても、権利関係は分かりません。また、地権者が分からないので、その意向も把握できません。さらに、持ち主、所有者、地権者とバラバラです。同じ意味なら統一しないと読み手は混乱します。

2 . 業 務 を 進 め る 手 順 と 留 意 点 、 工 夫 点

① 課 題 の 整 理

前述の調査結果を基に、区画整理⑥を進める上での課題を整理する。整理にあたっては、地図上に課題点をプロットする等の見える化を行い、関係者間の議論⑦がしやすくなるよう工夫する

⑥ →「土地区画整理事業」

⑦ 課題整理のステップで関係者間の議論が必要なのであれば、それを記述すべきです。その説明がないまま、関係者間の議論をしやすくすることがこのステップにおける工夫点ですと言われても理解できません。

② 対 象 区 域 の 設 定

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

土地区画整理事業の対象となる区域を設定する。設定にあたっては、住民等の利害関係者の意見を取り入れ、公正な区域 ⑧ となるよう留意する。

⑧ 公正な区域とは一体どのような区域をいうのでしょうか。小規模で柔軟な区画整理 活用ガイドラインには、「都市のスポンジ化の広がり抑制し、事業化に関する関係権利者の合意形成の円滑化や早期事業着手・推進を図るため、土地区画整理事業の施行区域や誘導施設整備区の設定に際しては、移転補償物件は必要不可欠な物件のみを対象とするなど、事業区域を最小限とする方向で検討することが必要です。」とありますので、区域設定の工夫点としてはこれらを記述してはいかがでしょうか（小さな区画整理ですからスピードやお手軽さが重要）。

③ 目指すべき都市の方針の検討

設定された区域に対する課題及び上位・関連計画を踏まえ、区画整理 ⑨ における 公共施設の整備方針 や 既存施設の移転に関する方針 ⑩ を検討する。

⑨ → 「土地区画整理事業」

⑩ 誘導すべき都市機能はどこへ行っちゃったのですか。

④ 施策の立案及び実施主体の設定 ⑪

前述に設定した方針を基に、土地区画整理事業の手法や実施主体を設定する。民間事業者による開発の機運が高まっている場合には、一体的な整備を検討する等、地域の実情に合わせた事業となるよう工夫する。

⑪ 手段を決定するためには、地元との合意形成が不可欠だと考えます。まちづくり検討会や地権者意向確認ステップが構想段階で必要だと思います（工夫点としてはありますが、項目立てが必要）。

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

⑤ 費用便益の分析及びスケジュールの設定

地権者に対する事業説明の明確化を図るため ⑫、地価関数等を用いて費用便益分析を実施する。また、実施に至るまでのスケジュールを設定する。低未利用地の集約等、敷地条件が生じる場合には、地積や敷地形状を変数に組み込む等の工夫を行う ⑬。

⑫ 説明の明確化が目的というより、事業成立性を高めるために分析するのではないでしょうか。

⑬ 敷地条件が生じるとはどのようなことでしょうか。また、地積や敷地形状を変数に組み込むとありますが、何に組み込むのか、なぜ組み込むのかといった説明がないので、行動の目的も内容もよく分かりません。説明不足です。

3. 調整方策

関係者との調整は、客観的な情報に基づき実施する。小規模な土地区画整理事業では、都市計画決定を必要としないことから、住民に対しては、ヒアリングやアンケート、WSを通じて意見交換を行う等、きめ細やかな対話の場 ⑭ を設け調整する。以上

⑭ ヒアリングやアンケートが対話と言えるのか疑義があります。例えば、「住民に対しては、一方的な情報提供ではなく、懇談会やワークショップを通じて双方向かつ具体的に調整する。」といった内容が考えられます（←この内容は、汎用性があり何でも使えるので便利ですよ）。